

## 鳥取県告示第18号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字山川字別所原780、字助七谷781、782の1から782の3まで、783、784、字ワアキ谷791の1、字牛巻谷792の1から792の3まで、字岸ノ下西平通799、800の1、800の8から800の13まで、字ススケ畑西平801の2、字精進川西平804の2・804の44（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、804の45、804の48、字勝田川頭西平807の2・807の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、807の22、807の23、807の37、字勝田川頭東平808の1・808の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、808の3から808の5まで、808の7、808の9、808の15、808の16、808の30、字ライコ谷841の1・841の34（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、841の2、841の3、841の32、841の33、841の36から841の43まで、841の57から841の73まで、841の102、841の104、841の106、字コイコ谷842の1から842の3まで、842の17から842の20まで、字炭原844の1（次の図に示す部分に限る。）、844の187、字桂谷845、字奥田847から849まで、850の1から850の3まで、851から865まで、865の1、865の2、866、868から870まで、大字大父字大山家1013の2から1013の6まで、1013の19から1013の99まで、1013の102、1015から1022まで、字三ノ谷1025の1（次の図に示す部分に限る。）、字美濃海997の1、997の253から997の257まで、997の260、997の266、997の269、997の271

### 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）